

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】令和6年12月23日(2024.12.23)

【国際公開番号】WO2023/002975
 【出願番号】特願2023-536753(P2023-536753)

【国際特許分類】

E 0 6 B 3/663(2006.01)

E 0 6 B 3/677(2006.01)

【F I】

E 0 6 B 3/663 Z

E 0 6 B 3/677

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月13日(2024.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに対向する第1ガラス基板と第2ガラス基板との間に介在し、前記第1ガラス基板および前記第2ガラス基板と接触して配置されるスペーサーであって、

前記第1ガラス基板と接触して配置される第1接触面と、

前記第2ガラス基板と接触して配置される第2接触面と、

前記第1接触面と前記第2接触面との間に位置する側面と、

を備え、

前記第1接触面の粗さ曲線における2乗平均平方根傾斜の平均値 R_{q1} は、前記側面の粗さ曲線における2乗平均平方根傾斜の平均値 R_{q2} よりも大きい、

30

スペーサー。

【請求項2】

前記第1接触面の粗さ曲線におけるクルトシスの平均値 R_{sk1} は、前記側面の粗さ曲線におけるクルトシスの平均値 R_{sk2} よりも大きい、請求項1に記載のスペーサー。

【請求項3】

前記側面は焼成面である、請求項1に記載のスペーサー。

【請求項4】

前記平均値 R_{q1} と前記平均値 R_{q2} との差が、0.05以上である、請求項1に記載のスペーサー。

【請求項5】

40

前記平均値 R_{q1} は0.7以下である、請求項1に記載のスペーサー。

【請求項6】

板状または柱状の中央部と、前記中央部から突出する第1端部と、前記第1端部と反対側に位置するとともに前記中央部から突出する第2端部とを、さらに備え、

前記側面は前記中央部の外縁に位置し、

前記第1接触面は前記第1端部に位置し、

前記第2接触面は前記第2端部に位置し、

前記第1端部の高さ方向に垂直な幅は、前記中央部の高さ方向に垂直な幅よりも小さい、請求項1に記載のスペーサー。

【請求項7】

50

前記第 1 端部は球冠状である、請求項 6 に記載のスペーサー。

【請求項 8】

前記中央部の高さは、前記第 1 端部の高さと同前記第 2 端部の高さとの合計よりも大きい、請求項 6 に記載のスペーサー。

【請求項 9】

前記第 1 端部における気孔の面積占有率は、前記中央部の外縁の気孔の面積占有率よりも大きい、請求項 6 に記載のスペーサー。

【請求項 10】

酸化ジルコニウム、ムライト、フォルステライト、コージェライト、ステアタイト、アルカリ金属アルミノケイ酸塩、チタン酸アルミニウムまたは酸化亜鉛を主成分とするセラミック焼結体からなる、請求項 1 に記載のスペーサー。

10

【請求項 11】

酸化アルミニウムおよび酸化ジルコニウムの複合化合物を含むセラミック焼結体からなる、請求項 1 に記載のスペーサー。

【請求項 12】

前記第 1 ガラス基板と、
前記第 2 ガラス基板と、
前記第 1 ガラス基板と前記第 2 ガラス基板との間に位置する内部空間と、
前記第 1 ガラス基板の周縁部と、
前記周縁部をシールするシール部と、
前記請求項 1 から 11 のいずれか 1 項に記載のスペーサーと、
を備える、複層ガラス。

20

【請求項 13】

前記内部空間を排気するための排気口を備える、請求項 12 に記載の複層ガラス。

30

40

50